**平成２９年（フ）第２８１号**
広島市中区舟入本町７番12―209号
債務者　小川　江海（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２８４号**
広島市南区堀越３丁目３番23号　Ａ棟
債務者　畑宮　　章
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２８５号**
広島市南区堀越３丁目３番23号　Ａ棟
債務者　畑宮　榮子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第６５号**
愛媛県松山市余戸東３丁目10番７号　第１トキワハイツ101号
債務者　藤本　　忍
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３３号**
東京都江戸川区篠崎町７丁目21番５―702号、申立時住所愛媛県西条市氷見乙1850番地１
債務者　佃　亜由美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２９年（フ）第４４号**
愛媛県新居浜市南小松原町９番643号、住民票上の住所愛媛県新居浜市西泉町１番43号
債務者　河端　大介
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２９年（フ）第７０号**
大分市今津留３丁目16番18号（敬洋ビル405）
債務者　瀬形　勝幸
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１０６号**
大分市東鶴崎３丁目５番Ｂ―301号
債務者　清川　愛良
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１２５号**
宮崎市祇園３丁目166番地　コーポ中水流305号
債務者　岩切　千佳（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２９号**
宮崎県都城市高城町石山1598番地４
債務者　渡邊　真一
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２９年（フ）第１１１号**
沖縄県那覇市識名３丁目19番７号　識名自治会コーポイリバンタ305
債務者　上間　真次
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第１２５号**
栃木県鹿沼市仁神堂町344番地８
債務者　小島　勇二
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１２６号**
栃木県鹿沼市仁神堂町344番地８
債務者　小島　麻衣
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１３４号**
栃木県真岡市下高間木１丁目５番地10　レオネクストブルーイン107号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市宝木町２丁目794番地５
債務者　福村　有司
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１３９号**
栃木県矢板市東町３番33号　ファンタシティ101号
債務者　雫　ひとみ
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１４５号**
栃木県宇都宮市野沢町１番地41　レオパレスヴィヴァルディ107号室、前住所栃木県宇都宮市中今泉２丁目14番11号　シンフォニックガーデン宇都宮101号室
債務者　木村みはる
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係